

同条第六項とし、同条第八項中「第六項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第九項を削り、同条第十項中「第六項の規定の適用がある場合における」を「第五項の規定の適用がある場合における」に、「第三十七条の十」を「第三十七条の十一」に、「中」「配当所得の金額（以下）」とあるのは「配当所得の金額（第三十七条の十二の二第六項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下）」と、第三十七条の十第一項を「及び第三十七条の十一第一項」に、「計算した金額（第三十七条の十二の二第六項）」を「計算した金額（第三十七条の十二の二第五項）」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十一項中「第六項の」を「第五項の」に、「第三十七条の十二の二第六項」を「第三十七条の十二の二第五項」に、「同条第七項」を「同条第六項」に、「第三十七条の十第一項（株式等）」を「第三十七条の十一第一項（上場株式等）」に、「規定する株式等」を「規定する上場株式等」に、「配当所得」を「配当所得等」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十二項中「第六項」を「第五項」に、「第三十七条の十二の二第七項」を「第三十七条の十二の二第六項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十三項中「第六項」を「第五項」に改め、同項を同条第十一項とする。

第三十七条の十三第一項中「第三十七条の十第一項の」を「第三十七条の十第一項及び第三十七条の十

第一項の」に、「同項に規定する株式等」を「第三十七条の十第一項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額又は第三十七条の十一第一項に規定する上場株式等」に、「（適用前の株式等）を」（適用前の一般株式等）に、「第三十七条の十第一項に規定する株式等」を「第三十七条の十第一項に規定する一般株式等」に、「が当該」を「及び適用前の上場株式等に係る譲渡所得等の金額（この項の規定を適用しないで計算した場合における第三十七条の十一第一項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額をいう。次項において同じ。）の合計額（以下この項において「適用前の株式等に係る譲渡所得等の金額の合計額」という。）が当該取得に要した金額の」に、「に相当する」を「の合計額に相当する」に改め、同項第一号中「（平成十一年法律第十八号）」を削り、同条第二項中「株式等」を「一般株式等に係る譲渡所得等の金額、適用前の上場株式等」に改める。

第三十七条の十三の二第一項中「第五項」を「第八項」に改め、同条第八項中「第五項」を「第八項」に、「及び第四項」を「第四項及び第七項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第七項中「第三十七条の十二の二第十一項」を「第三十七条の十二の二第九項」に、「第四項の規定」を「第七項の規定」に、「同条第十一項」を「同条第九項」に、「第六項の」を「第五項の」に、「第三十七条の十三の二第

四項」を「第三十七条の十三の二第七項」に、「同条第七項」を「同条第六項」に、「第三十七条の十二の二第七項」を「第三十七条の十二の二第六項」に、「第三十七条の十三の二第五項」を「第三十七条の十三の二第八項」に改め、「規定する特定株式に係る譲渡損失の金額（」の下に「同条第四項の規定の適用を受けて控除されたものを除く。」を加え、「第三十七条の十二の二第六項」を「第三十七条の十二の二第五項」に、「読み替える」を「第三十七条の十一第一項」とあるのは「第三十七条の十第一項（一般株式等に係る譲渡所得等の課税の特例）に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額、第三十七条の十一第一項」と読み替える」に改め、同項を同条第十項とし、同条第六項中「第三十七条の十二の二第八項、第十項及び第十二項」を「第三十七条の十二の二第七項、第八項及び第十項」に、「第四項」を「第七項」に、「同条第八項」を「同条第七項」に、「第六項の」を「第五項の」に、「第三十七条の十三の二第四項」を「第三十七条の十三の二第七項」に、「同条第五項」を「同条第八項」に、「同条第四項の」を「同条第七項の」に、「同条第十項」を「同条第八項」に、「おける」とあるのは「おける第八条の四（第三項を除く。）」とあるのは「に」、「おける」と、「を」おける第三十七条の十（第六項を除く。）」と、「第八条の四第一項」とあるのは「第三十七条の十第一項」と、「に」、「第三十七

条の十二の二第六項」を「第三十七条の十二の二第五項」に、「同条第十二項中「第六項」」を「同条第十項中「第五項」」に、「第三十七条の十三の二第五項」を「第三十七条の十三の二第八項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第五項中「前項」を「第四項、第五項及び前項」に、「株式等」を「一般株式等」に改め、同項を同条第八項とし、同条第四項中「（第七項において準用する第三十七条の十二の二第十一項において準用する所得税法第二百二十三条第一項（同法第百六十六条において準用する場合を含む。）の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）」を削り、「金額」の下に「第四項又は」を加え、「株式等」を「一般株式等」に、「を限度」を「（前条第一項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下この項において同じ。）及び第三十七条の十一第一項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（前条第一項の規定又は第四項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下この項において同じ。）を限度」に、「の計算上」を「及び上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上」に改め、同項を同条第七項とし、同条第三項の次に次の三項を加える。

4 確定申告書（第十項において準用する第三十七条の十二の二第九項において準用する所得税法第二百一十三条第一項（同法第百六十六条において準用する場合を含む。）の規定による申告書を含む。以下こ

の項、次項及び第七項において同じ。）を提出する居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者の特定株式に係る譲渡損失の金額がある場合には、第三十七条の十第一項後段の規定にかかわらず、当該特定株式に係る譲渡損失の金額は、当該確定申告書に係る年分の第三十七条の十一第一項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（前条第一項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）を限度として、当該年分の当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除する。

5 前項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする年分の確定申告書に、同項の規定の適用を受けようとする旨の記載があり、かつ、特定株式に係る譲渡損失の金額の計算に関する明細書その他の財務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。

6 第四項の規定の適用がある場合における第三十七条の十一の規定の適用については、同条第一項中「計算した金額（」とあるのは、「計算した金額（第三十七条の十三の二第四項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。」とする。

第三十七条の十四第一項中「非課税口座を開設した日」を「非課税口座に非課税管理勘定を設けた日」に、「十年」を「五年」に改め、「間に、」の下に「非課税口座内上場株式等（」を加え、「第三十七条

の十一の三第二項に規定する上場株式等（を「株式等（第三十七条の十第二項に規定する株式等をいう。第四項及び第五項において同じ。）であつて次に掲げるものをいう。」に、「「非課税口座内上場株式等」という。）の」を「同じ。）のうち当該非課税管理勘定に係るものの」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 第三十七条の十第二項第一号から第五号までに掲げる株式等（同項第四号に掲げる受益権にあつては、公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権及び証券投資信託以外の投資信託で公社債等運用投資信託に該当しないものの受益権に限る。）又は新株予約権付社債（資産の流動化に関する法律第三十一条第一項に規定する転換特定社債及び同法第三百三十九条第一項に規定する新優先出資引受権付特定社債を含む。）のうち、第三十七条の十一第二項第一号に掲げる株式等に該当するもの
- 二 公社債投資信託以外の証券投資信託でその設定に係る受益権の募集が第八条の四第一項第二号に規定する公募により行われたもの（第三条の二に規定する特定株式投資信託を除く。）の受益権
- 三 第八条の四第一項第三号に規定する特定投資法人の投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十四項に規定する投資口

第三十七条の十四第三項中「株式等（第三十七条の十第二項に規定する株式等をいう）」を「上場株式等（第三十七条の十一第二項に規定する上場株式等をいう）」に改め、同条第四項中「（以下この項）の下に「及び次項」を加え、「上場株式等（第三十七条の十一の三第二項に規定する上場株式等をいう。以下この条において同じ。）」を「株式等」に改め、同項第一号中「他の上場株式等」を「他の株式等」に改め、同条第五項第一号中「されている上場株式等」の下に「（第一項各号に掲げる株式等をいう。以下この条において同じ。）」を加え、「その年分の非課税口座開設確認書」を「非課税適用確認書」に、「平成二十六年から平成二十八年までの各年」を「平成二十六年一月一日から平成三十五年十二月三十一日までの間」に改め、同項第二号中「の勘定」の下に「で、平成二十六年から平成三十五年までの各年に設けられるもの」を、「行うこと」の下に「、当該非課税管理勘定は当該居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者から提出を受けた非課税適用確認書に記載された勘定設定期間（次号に規定する勘定設定期間をいう。以下この号において同じ。）においてのみ設けられること、当該非課税管理勘定は当該勘定設定期間内の各年の一月一日（非課税適用確認書が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日）において設けられること」を加え、「契約を締結した日」を

「非課税管理勘定が設けられた日」に、「十年」を「五年」に改め、「において当該」の下に「非課税管理勘定に係る」を加え、「非課税口座から」を「口座から」に改め、同号イを次のように改める。

イ 次に掲げる上場株式等で、当該口座に非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の十二月三十一日までの間に受け入れた上場株式等の取得対価の額（購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいい、当該口座に係る他の年分の非課税管理勘定からの移管により受け入れた上場株式等についてはその移管に係る払出し時の金額をいう。）の合計額が百万円を超えないもの

(1) 当該期間内に当該金融商品取引業者等への買付けの委託（当該買付けの委託の媒介、取次ぎ又は代理を含む。）により取得をした上場株式等、当該金融商品取引業者等から取得をした上場株式等又は当該金融商品取引業者等が行う上場株式等の募集（金融商品取引法第二条第三項に規定する有価証券の募集に該当するものに限る。）により取得をした上場株式等で、その取得後直ちに当該口座に受け入れられるもの

(2) 当該非課税管理勘定を設けた口座に係る他の年分の非課税管理勘定から、政令で定めるところ



により移管がされる上場株式等

第三十七条の十四第五項第三号中「非課税口座開設確認書」を「非課税適用確認書」に、「次項に規定する基準日」を「非課税口座に新たに非課税管理勘定を設けることができる期間（以下この条において「勘定設定期間」という。）として次に掲げる期間のいずれかの期間、当該勘定設定期間の次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める日（同日において国内に住所を有しない者にあつては、政令で定める日。次項及び第十三項において「基準日」という。）」に改め、同号に次のように加える。

イ 平成二十六年一月一日から平成二十九年十二月三十一日までの期間 平成二十五年一月一日

ロ 平成三十年一月一日から平成三十三年十二月三十一日までの期間 平成二十九年一月一日

ハ 平成三十四年一月一日から平成三十五年十二月三十一日までの期間 平成三十三年一月一日

第三十七条の十四第六項を次のように改める。

6 非課税適用確認書の交付を受けようとする居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者は、その者の氏名、生年月日、住所（国内に住所を有しない者にあつては、財務省令で定める場所。以下この条において同じ。）、基準日における国内の住所その他の財務省令で定める事項を記載した申請書に、基準

日における国内の住所を証する書類として政令で定める書類を添付して、勘定設定期間の開始の日の属する年の前年十月一日から当該勘定設定期間の終了の日の属する年の九月三十日までの間に、これを金融商品取引業者等の営業所の長に提出（当該申請書の提出に代えて行う電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法による当該申請書に記載すべき事項の提供を含む。以下この条において同じ。）をしなければならない。

第三十七条の十四第十項中「による申請事項」の下に「（当該申請書に記載された勘定設定期間に係るものに限る。以下この項において同じ。）」を加え、同項第一号中「（再交付の申請の場合を含む。）」を削り、同号イ中「非課税口座を開設しようとする」を「勘定設定期間の開始の日の属する」に、「以後の各年分の非課税口座開設確認書」を「一月一日から開始する勘定設定期間に係る非課税適用確認書」に改め、同号ロ中「非課税口座を開設しようとする年の一月一日から九月三十日まで」を「勘定設定期間の開始の日から当該勘定設定期間の終了の日の属する年の九月三十日まで」に、「一年以後の各年分の非課税口座開設確認書」を「勘定設定期間に係る非課税適用確認書」に改め、同項第二号中「場合（再交付の申請の場合を除く。）」非課税口座開設確認書」を「場合 非課税適用確認書」に改め、同条第十二項中

「既にその年中に非課税口座を開設するための非課税口座開設届出書」を「金融商品取引業者等の営業所の長は、当該金融商品取引業者等に既に非課税口座を開設している居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者から重ねて提出された非課税口座開設届出書については、これを受理することができないものとし、既にその勘定設定期間に非課税管理勘定を設けるための非課税適用確認書」に、「当該非課税口座開設届出書」を「当該非課税適用確認書」に、「当該年と同一年中に非課税口座を開設するための非課税口座開設届出書」を「当該勘定設定期間と同一の勘定設定期間に非課税管理勘定を設けるための非課税適用確認書」に改め、同条第十三項中「非課税口座開設届出書の提出を受けた」を「非課税適用確認書（非課税口座開設届出書に添付して提出されるものを含む。以下この項において同じ。）の提出を受けた」に、「その非課税口座開設届出書」を「その非課税適用確認書」に改め、同条第十四項中「ほか」の下に「第十項の所轄税務署長が同項の金融商品取引業者等の営業所の長を経由して同項各号に定める書類又は書面の交付をする際に当該所轄税務署長が当該金融商品取引業者等の営業所の長に提供すべき情報に関する事項」を加え、同条第十五項中「非課税口座が」を「非課税口座で非課税管理勘定が設けられていたものが」に改める。

第三十七条の十四の二第一項中「株式等」を「その有する株式が一般株式等（第三十七条の十第一項に規定する一般株式等をいう。次項及び次条において同じ。）に該当する場合には、一般株式等」に、「規定する株式等」を「規定する一般株式等」に改め、「収入金額」の下に「と、その有する株式が上場株式等（第三十七条の十一第二項に規定する上場株式等をいう。次項、第六項及び次条において同じ。）に該当する場合には、上場株式等に係る譲渡所得等（第三十七条の十一第一項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等をいう。次項及び次条において同じ。）に係る収入金額」を加え、同条第二項中「株式等」を「その有する株式が一般株式等に該当する場合には、一般株式等」に改め、「収入金額」の下に「と、その有する株式が上場株式等に該当する場合には、上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額」を加え、同条第四項中「第三十七条の十」の下に「及び第三十七条の十一」を加え、同条第六項中「第三十七条の十二の二第二項又は第七項に規定する」を削り、「同条の」を「第三十七条の十二の二の」に改め、「第三十七条の十第三項」を削り、「第四項各号」を「第三十七条の十一第四項各号」に、「同条第七項」を「同条第六項」に、「第三十七条の十四の二第六項の規定により読み替えられた第二項第四号」を「第二項各号（同項第四号の規定を第三十七条の十四の二第六項の規定により読み替えて適用する場合を

含む。）」に改め、同条第七項中「所得税法」を「第一項から第三項までの規定は、所得税法」に、「における第三十七条の十二第四項の規定の適用については、同項中「の規定は」とあるのは「並びに第三十七条の十四の二第一項から第三項までの規定は」と、「同条第六項第三号」とあるのは「第三十七条の十第六項第三号」を「について準用する。この場合において、第一項中「除く。」とあるのは「除き、当該非居住者の同法第六十四条第一項第四号イに掲げる国内源泉所得に該当するものに限る。」と、「一般株式等に係る譲渡所得等（第三十七条の十第一項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等」とあるのは「一般株式等の譲渡に係る国内源泉所得（第三十七条の十二第一項に規定する一般株式等の譲渡に係る国内源泉所得」と、「上場株式等に係る譲渡所得等（第三十七条の十一第一項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等」とあるのは「上場株式等の譲渡に係る国内源泉所得（第三十七条の十二第三項に規定する上場株式等の譲渡に係る国内源泉所得」と、第二項中「除く。」とあるのは「除き、当該非居住者の同法第六十四条第一項第四号イに掲げる国内源泉所得に該当するものに限る。」と、「一般株式等に係る譲渡所得等」とあるのは「一般株式等の譲渡に係る国内源泉所得」と、「上場株式等に係る譲渡所得等」とあるのは「上場株式等の譲渡に係る国内源泉所得」と読み替えるもの」に改める。

第三十七条の十四の三第一項及び第二項中「株式等」を「その有する株式が一般株式等に該当する場合には、一般株式等」に改め、「収入金額」の下に「と、その有する株式が上場株式等に該当する場合には、上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額」を加え、同条第四項を次のように改める。

4 前三項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 第一項又は第二項に規定するその有する株式が上場株式等に該当する場合における第三十七条の十の二の規定の適用については、同条第二項第四号中「又は第三十七条の十一第四項各号」とあるのは「若しくは第三十七条の十一第四項各号又は第三十七条の十四の三第一項若しくは第二項」と、同条第六項中「第二項各号」とあるのは「第二項各号（同項第四号の規定を第三十七条の十四の三第四項第一号の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。

二 前項に規定する旧株が第三十七条の十四第一項に規定する非課税口座内上場株式等に該当する場合における同条の規定の適用については、同項中「行うもの」とあるのは、「行うもの及び第三十七条の十四の三第三項に規定する特定非適格株式交換による法人税法第二条第十二号の六の四に規定する株式交換完全親法人に対する同項に規定する旧株の譲渡」とする。

第三十七条の十四の三第五項中「所得税法」を「第一項から第三項までの規定は、所得税法」に、「における第三十七条の十二第四項の規定の適用については、同項中「の規定は」とあるのは「並びに第三十七条の十四の三第一項から第三項までの規定は」と、「同条第六項第三号」とあるのは「第三十七条の十六第六項第三号」を「について準用する。この場合において、第一項中「除く」とあるのは「除き、当該非居住者の同法第六十四条第一項第四号イに掲げる国内源泉所得に該当するものに限る」と、「一般株式等に係る譲渡所得等」とあるのは「一般株式等の譲渡に係る国内源泉所得（第三十七条の十二第一項に規定する一般株式等の譲渡に係る国内源泉所得をいう。次項において同じ。）」と、「上場株式等に係る譲渡所得等」とあるのは「上場株式等の譲渡に係る国内源泉所得（第三十七条の十二第三項に規定する上場株式等の譲渡に係る国内源泉所得をいう。次項において同じ。）」と、第二項中「除く」とあるのは「除き、当該非居住者の同法第六十四条第一項第四号イに掲げる国内源泉所得に該当するものに限る」と、「一般株式等に係る譲渡所得等」とあるのは「一般株式等の譲渡に係る国内源泉所得」と、「上場株式等に係る譲渡所得等」とあるのは「上場株式等の譲渡に係る国内源泉所得」と読み替えるもの」に改める。

第三十七条の十五を次のように改める。

（貸付信託の受益権等の譲渡による所得の課税の特例）

第三十七条の十五 第四十一条の十二第七項に規定する償還差益につき同条第一項の規定の適用を受ける同条第七項に規定する割引債、預金保険法第二条第二項第五号に規定する長期信用銀行債等及び貸付信託の受益権（次項において「貸付信託の受益権等」という。）の譲渡による所得については、所得税を課さない。

2 貸付信託の受益権等の譲渡による収入金額が当該貸付信託の受益権等の所得税法第三十三条第三項に規定する取得費及びその譲渡に要した費用の額の合計額又はその譲渡に係る必要経費に満たない場合におけるその不足額については、同法の規定の適用については、ないものとみなす。

第三十七条の十六を削る。

第三十八条第一項中「に掲げる」を「又は第十一号に掲げる」に、「同号」を「これらの規定」に、「居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者」を「個人又は同号に規定する内国法人若しくは外国法人」に改め、同条第三項を次のように改める。



3 投資信託若しくは特定受益証券発行信託（以下この項及び第五項において「投資信託等」という。）

でその受益権が第三十七条の十一第二項に規定する上場株式等（以下この項において「上場株式等」という。）に該当するもの又は公社債、社債的受益権若しくは所得税法第二百二十四条の三第四項第三号に規定する分離利子公社債（以下この項及び第五項において「公社債等」という。）で上場株式等に該当するものを有する者（法人税法別表第一に掲げる法人その他の政令で定めるもの（第五項において「公共法人等」という。）を除く。）が、当該投資信託等又は公社債等に係る同条第四項に規定する償還金等（国内において交付されるものに限る。以下この項及び次項において「償還金等」という。）を国内における交付の取扱者で政令で定めるもの（以下この項において「交付の取扱者」という。）を通じて交付を受ける場合には、当該交付の取扱者を当該償還金等に係る同条第四項及び所得税法第二百二十五条第一項第十号又は第十一号に規定する交付をする者とみなして、これらの規定を適用する。

4 前項の規定の適用を受ける償還金等の交付をする者については、所得税法第二百二十四条の三第四項及び第二百二十五条第一項の規定のうち当該償還金等に係る部分の規定は、適用しない。

5 国外において発行された投資信託等の受益権又は公社債等を有する者（公共法人等を除く。）が、当該投資信託等又は公社債等に係る所得税法第二百二十四条の三第四項に規定する償還金等（国外において交付されるものに限る。以下この項において同じ。）を国内における交付の取扱者で政令で定めるもの（以下この項において「交付の取扱者」という。）を通じて交付を受ける場合には、当該償還金等は国内において交付されるものと、当該交付の取扱者は当該償還金等に係る同条第四項及び同法第二百二十五条第一項第十号又は第十一号に規定する交付をする者とそれれみなして、これらの規定を適用する。

6 第三項又は前項の規定の適用を受けるこれらの規定に規定する償還金等に係る所得税法第二百二十八条の規定の特例その他第三項又は前項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第四十条第六項中「第九項」を「第十項」に改め、同条第八項中「第十一項」を「第十二項」に改め、同条第十五項中「第十三項」を「第十四項」に、「第十二項」を「第十三項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十四項を同条第十五項とし、同条第十一項から第十三項までを一項ずつ繰り下げ、同条第十項中「前項の特定一般法人」を「第九項の特定一般法人及び前項の譲渡法人」に改め、同項に後段とし

て次のように加える。

この場合において、同項の規定を適用する場合について準用する第五項後段中「当該公益目的事業の用」とあるのは、「当該公益目的事業の用（政令で定める事業の用に限る。）」と読み替えるものとする。

第四十条第十項を同条第十一項とし、同条第九項の次に次の一項を加える。

10 特定贈与等を受けた公益法人等（幼稚園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第二項に規定する幼稚園をいう。以下この項において同じ。）又は保育所等（同条第五項に規定する保育所等をいう。以下この項において同じ。）を設置する者で政令で定める要件を満たすものに限る。以下この項において「譲渡法人」という。）が、当該譲渡法人に係る第三項に規定する財産等（当該幼稚園又は保育所等に係る事業の用に直接供されているものに限る。）を他の公益法人等（同条第七項に規定する幼保連携型認定こども園、幼稚園又は保育所等を設置しようとする者で政令で定める要件を満たすものに限る。以下この項において「譲受法人」という。）に贈与をしようとする場合において、当該贈与の日の前日までに、政令で定めるところによ

り、当該贈与の日その他の財務省令で定める事項を記載した書類を、納税地の所轄税務署長を経由して国税庁長官に提出したときは、当該贈与の日以後は、当該譲受法人は当該特定贈与等に係る公益法人等と、当該譲受法人がその贈与を受けた資産は当該特定贈与等に係る財産と、それぞれみなして、この条の規定を適用する。

第二章第四節第十款中第四十条の三の次に次の一条を加える。

（債務処理計画に基づき資産を贈与した場合の課税の特例）

第四十条の三の二 第四十二条の四第十二項第五号に規定する中小企業者に該当する内国法人の取締役又は業務を執行する社員である個人で当該内国法人の債務の保証に係る保証債務を有するものが、当該個人の有する資産（有価証券を除く。）で当該資産に設定された賃借権、使用貸借権その他資産の使用又は収益を目的とする権利が現に当該内国法人の事業の用に供されているもの（当該資産又は権利のうちに当該内国法人の事業の用以外の用に供されている部分がある場合には、当該内国法人の事業の用に供されている部分として政令で定める部分に限る。以下この条において同じ。）を、当該内国法人について策定された債務処理に関する計画で一般に公表された債務処理を行うための手続に関する準則に基づ

き策定されていることその他の政令で定める要件を満たすもの（以下この項において「債務処理計画」という。）に基づき、平成二十五年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に当該内国法人に贈与した場合には、次に掲げる要件を満たしているときに限り、所得税法第五十九条第一項第一号の規定の適用については、当該資産の贈与がなかつたものとみなす。

一 当該個人が、当該債務処理計画に基づき、当該内国法人の債務の保証に係る保証債務の一部を履行していること。

二 当該債務処理計画に基づいて行われた当該内国法人に対する資産の贈与及び前号の保証債務の一部の履行後においても、当該個人が当該内国法人の債務の保証に係る保証債務を有していることが、当該債務処理計画において見込まれていること。

三 当該内国法人が、当該資産の贈与を受けた後に、当該資産をその事業の用に供することが当該債務処理計画において定められていること。

2 前項の規定は、確定申告書に、同項の規定の適用を受ける旨の記載があり、かつ、同項の贈与をした資産の種類その他の財務省令で定める事項を記載した書類及び同項各号に掲げる要件を満たす旨を証す

る書類として財務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。

3 税務署長は、確定申告書の提出がなかつた場合又は前項の記載若しくは添付がない確定申告書の提出があつた場合においても、その提出又は記載若しくは添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類及び同項の書類の提出があつた場合に限り、第一項の規定を適用することができる。

第四十一条第一項中「第十四項まで」を「第二十一項まで」に、「及び第五項」を「及び第十項」に、「第四項、第十四項」を「第五項、第六項、第九項、第十一項、第二十一項」に、「第三項及び第四項」を「第六項及び第九項」に、「平成二十五年十二月三十一日」を「平成二十九年十二月三十一日」に、「第五項まで、第七項」を「第十項まで、第十四項」に、「年（次項及び」を「年（第三項及び第四項並びに」に、「次項及び次条」を「及び第四項」に、「期間（次項及び次条」を「期間（第四項及び次条第三項第一号」に、「次項、第三項、第五項及び次条」を「次項、第六項、第十項及び次条第一項」に、「次項及び次条」を「。第四項」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項に規定する住宅借入金等特別税額控除額は、その年十二月三十一日における住宅借入金等の金額

の合計額（当該合計額が借入限度額を超える場合には、当該借入限度額）に控除率を乗じて計算した金額（当該金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

第四十一条第二十一項中「第三項」を「第六項」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条第二十項を同条第二十七項とし、同条第十七項から第十九項までを七項ずつ繰り下げ、同条第十六項中「第十四項」を「第二十一項」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第十五項中「当初居住年」を「特定事由が生ずる前」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第十四項中「（以下この項及び次項において「当初居住年」という。）」を削り、「事由」の下に「（次項において「特定事由」という。）」を加え、「当初居住年の翌年以後」を削り、同項を同条第二十一項とし、同条第十三項中「第十一項」を「第十八項」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十二項を同条第十九項とし、同条第十一項中「第十四項」を「第二十一項」に、「第五項」を「第十項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十項中「第五項」を「第十項」に、「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第九項中「第五項」を「第十項」に、「第三十七條の五又は第三十七條の九の二」を「又は第三十七條の五」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第八項中「第五項」を「第十項」に、「第三十七條の五若しくは第三十七條の

九の二」を「若しくは第三十七条の五」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第七項を同条第十四項とし、同条第六項中「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第五項中「（平成二十四年法律第八十四号）」を削り、「をいう。以下この項」を「又は同法第十六条の規定により低炭素建築物とみなされる同法第九条第一項に規定する特定建築物に該当する家屋で政令で定めるものをいう。以下この項」に、「第八項から第十一項まで」を「第十五項から第十八項まで」に、「第十四項及び次条」を「及び第二十一項」に、「平成二十五年十二月三十一日」を「平成二十九年十二月三十一日」に、「年（以下この項」を「年（次項及び第十二項」に、「。以下この項及び次条」を「。以下この項及び次条第一項」に、「（以下この項及び次条」を「（以下この項」に、「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額」を「その年十二月三十一日における認定住宅借入金等の金額の合計額（当該合計額が認定住宅借入限度額を超える場合には、当該認定住宅借入限度額）に認定住宅控除率を乗じて計算した金額」に改め、同項各号を削り、同項を同条第十項とし、同項の次に次の二項を加える。

11 前項に規定する認定住宅借入限度額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。



一 居住年が平成二十一年から平成二十三年までの各年又は平成二十六年から平成二十九年までの各年である場合（居住年が平成二十六年から平成二十九年までの各年である場合には、その居住に係る住宅の取得等が特定取得（第五項に規定する特定取得をいう。第三号において同じ。）に該当するものであるときに限る。） 五千万円

二 居住年が平成二十四年である場合 四千万円

三 居住年が平成二十五年から平成二十九年までの各年である場合（居住年が平成二十六年から平成二十九年までの各年である場合には、その居住に係る住宅の取得等が特定取得に該当するもの以外のものであるときに限る。） 三千万円

12 第十項に規定する認定住宅控除率は、居住年が平成二十一年から平成二十三年までの各年である場合には一・二パーセントとし、居住年が平成二十四年から平成二十九年までの各年である場合には一パーセントとする。

第四十一条第四項中「前項」を「第六項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第三項中「年（以下この項」を「年（次項及び第八項」に、「。以下この項及び次条」を「。以下この項、第八項及び次条第一

項」に、「(以下この項及び次条)」を「(以下この項)」に、「前項」を「第二項」に、「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額」を「その年十二月三十一日における特例住宅借入金等の金額の合計額(当該合計額が特例借入限度額を超える場合には、当該特例借入限度額)に特例控除率を乗じて計算した金額」に、「次項及び次条」を「及び第四項」に、「(次項及び次条)」を「(第四項及び次条第三項第一号)」に、「第八項」を「第十五項」に、「第九項」を「第十六項」に、「第十一項及び第十四項」を「第十八項及び第二十一項」に改め、同項各号を削り、同項を同条第六項とし、同項の次に次の二項を加える。

7 前項に規定する特例借入限度額は、居住年が平成十九年である場合には二千五百万円とし、居住年が平成二十年である場合には二千万円とする。

8 第六項に規定する特例控除率は、特例適用年が居住年又は居住年の翌年以後九年以内の各年である場合には〇・六パーセントとし、特例適用年が居住年から十年目に該当する年以後の各年である場合には〇・四パーセントとする。

第四十一条第二項の次に次の三項を加える。

3 前項に規定する借入限度額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一 居住年が平成十二年から平成十六年までの各年、平成二十一年又は平成二十二年である場合 五千万円

二 居住年が平成十七年、平成二十三年又は平成二十六年から平成二十九年までの各年である場合（居住年が平成二十六年から平成二十九年までの各年である場合には、その居住に係る住宅の取得等が特定取得に該当するものであるときに限る。） 四千万円

三 居住年が平成十八年又は平成二十四年である場合 三千万円

四 居住年が平成十九年である場合 二千五百万円

五 居住年が平成二十年又は平成二十五年から平成二十九年までの各年である場合（居住年が平成二十六年から平成二十九年までの各年である場合には、その居住に係る住宅の取得等が特定取得に該当するもの以外のものであるときに限る。） 二千万円

4 第二項に規定する控除率は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める割合とする。

一 居住年が平成十二年又は平成十三年である場合（居住年が平成十三年である場合には、その居住日

が平成十三年前期内の日である場合に限る。） 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める

割合

イ 適用年が居住年又は居住年の翌年以後五年以内の各年である場合 一パーセント

ロ 適用年が居住年から六年目に該当する年以後居住年から十年目に該当する年までの各年である場

合 〇・七五パーセント

ハ 適用年が居住年から十一年目に該当する年以後の各年である場合 〇・五パーセント

二 居住年が平成十三年から平成十六年までの各年又は平成二十一年から平成二十九年までの各年である場合（居住年が平成十三年である場合には、その居住日が平成十三年七月一日から同年十二月三十一日までの期間（次条第三項第一号において「平成十三年後期」という。）内の日である場合に限る。） 一パーセント

三 居住年が平成十七年である場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める割合

イ 適用年が居住年又は居住年の翌年以後七年以内の各年である場合 一パーセント

ロ 適用年が居住年から八年目又は九年目に該当する年である場合 〇・五パーセント

四 居住年が平成十八年である場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める割合

イ 適用年が居住年又は居住年の翌年以後六年以内の各年である場合 一パーセント

ロ 適用年が居住年から七年目に該当する年以後の各年である場合 〇・五パーセント

五 居住年が平成十九年又は平成二十年である場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める割合

イ 適用年が居住年又は居住年の翌年以後五年以内の各年である場合 一パーセント

ロ 適用年が居住年から六年目に該当する年以後の各年である場合 〇・五パーセント

5 第三項に規定する特定取得とは、居住者の住宅の取得等に係る対価の額又は費用の額に含まれる消費税額及び地方消費税額の合計額に相当する額が、当該住宅の取得等に係る消費税法第二条第一項第九号に規定する課税資産の譲渡等（第四十一条の三の二第十五項、第四十一条の十九の二第二項第一号、第四十一条の十九の三第二項第一号及び第四項第一号イ並びに第四十一条の十九の四第二項第一号において「課税資産の譲渡等」という。）につき社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第六十八号）第二条又は第三条の規定

による改正後の消費税法（第四十一条の三の二第十五項、第四十一条の十九の二第二項第一号、第四十一条の十九の三第二項第一号及び第四項第一号イ並びに第四十一条の十九の四第二項第一号において「新消費税法」という。）第二十九条に規定する税率により課されるべき消費税額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額の合計額に相当する額である場合における当該住宅の取得等をいう。

第四十一条の二第一項中「その適用年」を「前条第一項に規定する適用年（特例適用年又は認定住宅特例適用年を含む。以下この条において同じ。）」に改め、「居住年（居住年が平成十三年である場合には、平成十三年前期と平成十三年後期とをそれぞれ一の年とみなした場合における居住年）に係る」を削り、「には、当該適用年における前条第二項」を「には、当該適用年における同項」に、「同項の」を「前条第二項、第六項及び第十項の」に、「異なる居住年」を「異なる住宅の取得等」に改め、「居住年に係る」を削り、「ごとにそれぞれ同項各号の規定に準じて計算した金額」を「の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額」に改め、「（当該住宅借入金等の金額のうちに同条第三項の規定により同条若しくは次条の規定の適用を受ける場合における特例住宅借入金等の金額又は前条第五項の規定により